



## チューリヒ日本語教室 通園・通学のきまり

### 新規入園・入学

- チューリヒ日本語教室に新規に入園・入学を希望する者は、保護者がチューリヒ州教育庁のオンラインサイトより申請をする。
- チューリヒ日本語教室協会（以下「協会」）の会員でない保護者は生徒の通園・通学の開始と同時に協会員となり、生徒が教室に在籍中は会員であり続ける必要がある。

### 授業料と年会費

- 授業料は各学期分全額、協会員年会費は年度分全額を指定期日までに指定の協会口座に一括納入する。
- 一度納入された授業料および年会費は原則として返金しない。
- 毎年開催される協会の総会において授業料、会費制度などは変更となる可能性がある。

### 休暇・欠席

- 保護者は、生徒の休暇・欠席などを必ず担任教員に連絡する。連絡方法については担任教員の指示に従うこと。
- 後述の長期休暇申請が受理された場合における、次学期分請求書から休暇期間中の50%相当授業料を差し引く形での還元を除き、欠席期間中の授業料の返金はしない。

### 長期休暇

- 長期休暇とは、チューリヒ市の公式休暇を含まない、4週間以上連続する欠席期間とする。
- 次学期以降も継続して通園・通学する予定の生徒は、「長期休暇申請書」を休暇開始の1ヶ月以上前に協会へ提出することにより、次学期授業料納入時に長期休暇中の授業料の半額を還元する措置を受けることができる。次学期に通園・通学しない生徒はこの措置を受けることはできない。
- 手続き：
  1. 協会ホームページから「長期休暇申請書」をダウンロードして、必要事項を記入したものを2部用意する。複数きょうだいの休暇を同時に申請の場合、それぞれの生徒につき申請書が必要である。
  2. 書類を2部とも担任教員に提出して、教員が確認サインを記入後、1部控えを保護者に返却して受領控えとする。残り1部は協会保管となる。



## 退学

- 本人および保護者の希望により、学期末に退学できる。希望者は、「退学届」を学期末の二ヶ月前までに協会へ提出する。
- 手続き：
  1. 協会ホームページから「退学届」をダウンロードして、必要事項を記入したものを2部用意する。複数きょうだいの退学を同時に届出の場合、それぞれの生徒につき届が必要である。
  2. 書類を2部とも担任教員に提出して、教員が確認サインを記入後、1部控えを保護者に返却して受領控えとする。残り1部は協会保管となる。
- 学期中途退学の場合、納入済みの授業料・年会費等は原則として返金しない。また、期日までに「退学届」の提出がない生徒は次学期も継続とみなし、保護者には次学期の授業料・年会費等の納入義務が生じる。
- ただし、現地校の急な時間割変更、転居、病気、事故など不可抗力により通学不可能な場合は運営委員会が上記規則の例外と認めることがある。これらの理由による退学は運営委員会への「退学事由申請書」を提出し、例外適用の検討を申請することができる。
  1. 協会ホームページから「退学事由申請書」をダウンロードして、必要事項を記入したものを2部用意する。転居など、複数きょうだいが同じ期日・理由で退学の場合は1枚にまとめて申請できる。
  2. 書類を2部とも担任教員に提出して、教員が確認サインを記入後、1部控えを保護者に返却して受領控えとする。残り1部は協会保管となる。

## 事故等に関して

- 通学路の安全は保護者の監督下にあるものとする。
- 日本語教室の活動中の事故・損害において、怪我等は各自の保険でカバーされるものとし、生徒個人の賠償責任はその保護者が負うものとする。

## 教室内、授業時間中の心得

- 保護者は、生徒が校舎使用のルールを守り、校舎・校庭内では節度ある行動をとるよう、指導すること。
- 保護者は非常の場合に備え授業時間内は常に連絡が取れる体制にあること。